

## 平成27年度かながわ福祉サービス運営適正化委員会 運営監視事業の概況

### ○ 運営監視委員会による日常生活自立支援事業の実施主体及び受託社協等への調査・助言等の実施

日常生活自立支援事業の透明性・公正性を担保し、適正な運営を確保するため、実施主体4カ所及び受託社協6カ所の事業実施状況について調査を行い、必要に応じて助言を行った。

本事業は平成11年から開始されているが、市町村ごとに利用状況等に格差もあるので、引き続き、本事業の適正かつ効果的な事業の推進を図ることを目的として実施する。

## 1 運営監視事業の概要

### (1) 日常生活自立支援事業実施主体との懇談会

実施日	内 容
平成27年6月16日	平成27年度運営監視事業（実施主体・受託社協調査）の取り組みに向けて ① 平成27年度日常生活自立支援事業実施状況調査について ② 各実施主体より事業実施報告 ③ 質疑・意見交換

### (2) 日常生活自立支援事業の実施状況調査

#### ①実施主体

実施日	実施主体	調査者	調査内容・方法等
平成28年2月2日	神奈川県社協 横浜市社協 川崎市社協 相模原市社協	運営監視委員会委員	① 主な調査内容 ・昨年度の運営監視委員会からの提案への対応状況 ・受託社協の体制整備、予算確保に関わる取り組み ・今年度事業計画の取り組み及び課題への対応状況 ・受託社協の課題 ② 調査方法 ・書類調査およびヒアリング ③ 調査場所 ・運営適正化委員会室

#### ②受託社会福祉協議会

実施日	受託社協	調査者	調査内容・方法等
平成27年9月14日 9月18日 10月6日 10月16日 10月21日 10月30日	大磯町社協 座間市社協 川崎市幸区社協 三浦市社協 相模原市社協本部 横浜市保土ヶ谷区社協	運営監視委員会委員	① 主な調査内容 ・事業推進にあたっての組織的な方針や考え方、実施体制 ・専門員の資格取得状況、今後の資格取得の考え方 ・生活支援員の確保・育成の考え方 ・所内ケース会議の開催と管理職の関与状況 ・契約締結審査会の開催状況 ・本事業の利用状況 ・本事業に関わる相談援助 ・本事業周知の方法・対象や工夫 ・財源の確保 ・ケース支援、事務・事業管理における管理職の関わり

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携</li> <li>・利用者支援の状況、ケース記録、書類整備等の状況</li> <li>・預金通帳・印鑑等の保管用金庫の取り扱い状況</li> </ul> <p>②調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類調査及びヒアリング</li> </ul> <p>③調査場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各受託社協</li> </ul>
--	--	--	---

## 2 日常生活自立支援事業実施状況調査結果の概要

### (1) 実施主体調査結果及び助言の概要

#### ①本事業の実施体制の整備について

本事業の体制整備、とりわけ予算の確保について、国庫補助の基準が平成27年度から契約件数による単価設定に切り替わっている中で、28年度の事業費の減額が見込まれている実施主体が複数あることが確認された。

利用者の増加が無ければ予算が増えない状況であり、潜在的なニーズの掘り起しによる利用者増への取り組みと、事業運営のあり方について検討が必要とされる。

委員会では、こうした厳しい財政状況ではあるが、地域福祉推進のために重要な役割を担う専門員の経験や知識・技術が継承されるための方策を行政とも協議しながら検討していただくよう依頼した。

#### ②職員の資質向上について

本事業に携わる職員が課題に対して多角的に考察できるよう研修の実施を検討している実施主体がある一方、全ての研修に欠席している受託社協が複数箇所ある実施主体も確認された。

専門員は、本事業で把握された個別の課題を地域の課題へとつなげ、地域づくりを進める役割が期待されるため、多角的な視点やスキルが求められる。

今後、契約件数の増加と複合的な課題を抱える利用者や世帯の増加も予測されるため、委員会では、本事業に携わる職員の資質向上へのより一層の取り組みを依頼した。

#### ③本事業の適正な運営に向けた取り組みの充実について

受託社協調査において、契約締結審査会の構成人数を満たしていない社協や、事務所内の本事業の預かり物である通帳及び印鑑の保管場所の鍵の管理について、牽制体制がとれていない社協が把握された。

当該の実施主体に対して、改めて本事業のマニュアルを受託社協に周知徹底する等、改善に向けての役割の発揮を期待すると共に、利用者からの預かり物を安全に管理する方法の提示を検討いただくことを依頼した。

### (2) 受託社協調査結果及び助言の概要

#### ①実施体制の整備について

今回調査を行った社協では、利用者の意思を尊重し、住み慣れた地域で生活できるよう、必要に応じて他機関に繋げるなど、関係機関とのネットワークを生かし、支援している状況も確認された。

障害者の地域生活移行の動きを受け、今後も本事業の利用者数の増加が見込まれる中、対応には専門員・生活支援員の増員など実施体制のさらなる整備が必要となるが、予算確保の主軸は契約件数に置かれている現状がある。委員会からは、実施主体とも連携し、行政機関への予算確保の働きかけや情報交換等を通じて本事業の重要性の説明を継続して行うよう助言を行っている。

## ②事業の推進と地域づくりについて

本事業を権利擁護相談窓口として位置づけ、個別支援を通して課題整理を行い、利用者へのサービス提供にとどまらず、生活課題を持ちながらも声を上げられない方に支援を結び付けるなど、地域課題への対応にも努めている状況を確認した。

委員会は、本事業を「誰もが住みよい地域づくり」を進めている社協の役割発揮の一つの手段として重要と考えており、本事業を通じた地域づくりへとつなげていく取り組みの継続を求めた。

## ③組織的・計画的な事業推進について

調査対象の受託社協では、本事業を地域福祉活動計画、若しくは事業計画の重点事業に位置付け、計画的に事業を推進していた。また、日頃から管理職への報告体制が取られており、情報共有や支援方針の検討が行われ、組織的に本事業を推進している様子が窺えた。

組織的に対応することで、専門員や生活支援員の負担軽減や抱え込み等の防止、ひいては利用者へのより良い支援につながるものと考えており、継続を依頼した。

## ④事業実施要綱やマニュアル等に基づいた適切な事業執行

本事業の支援は、契約の一部である支援計画に基づいて実施されることが前提であり、各実施主体のマニュアルでは、全てのケースにおいて定期的なモニタリングによる支援計画の評価が必要とされているものの、今回の調査で定期的なモニタリングが行われていない受託社協があることを確認した。計画どおりに支援が行われているか、支援の質はどうかなど、利用者の全般的な生活状況の変化についても確認の上、日頃の支援の振り返りを実施し、その上で支援計画の変更等が実施されるよう促した。

また、ケース記録の綴り方について、支援の経過が分かりにくい状況の受託社協が複数あった。こうした状況が改善されないままでは、利用者の変化を見逃す他、内部牽制体制の確保やチェック機能の有効性が保てなくなると考えられ、関係書類の整理を依頼した。

## 〈参考〉

### 調査対象

実施主体	受託社協
神奈川県社会福祉協議会	30市町村社会福祉協議会
横浜市社会福祉協議会	18区社会福祉協議会
川崎市社会福祉協議会	7区社会福祉協議会
相模原市社会福祉協議会	2地域事務所等
(計) 4カ所	57カ所